平成 20 年 11 月 12 日 20 中図サ資第 90 号

1 目的

この方針は、「東京都立図書館資料収集方針」(平成14年3月29日付13中資収第115号)(以下「収集方針」という。)及び同方針に基づく資料の収集に際して定められた「東京都立図書館資料選定基準」(平成15年3月27日付中サ資第173号)(以下「選定基準」という。)により取り扱う資料のうち、寄贈資料についての収集、選定及び受入れに関する事項を定めることを目的とする。

2 寄贈資料の定義

この方針でいう寄贈資料は次の各号とする。

- (1) 都立図書館が「収集方針」及び「選定基準」に基づいて選定し、寄贈を依頼す る資料(以下「寄贈依頼資料」という。)
- (2)(1)以外の資料(以下「寄贈申出資料」という。)

3 寄贈依頼資料の取扱い

受領した寄贈依頼資料は受け入れる。

4 寄贈申出資料の取扱い

寄贈申出資料は「収集方針」及び「選定基準」に基づいて選定した資料のみを受け 入れ、受け入れなかった資料は、次の各号により取り扱う。

- (1) 寄贈者が、返却を希望し、かつ返却に係る送料を負担する場合は、返却する。
- (2) (1)以外の資料のうち、都立図書館が所蔵している資料等は区市町村立図書館等への活用を図る。
- (3) (1) 及び(2) 以外の資料は、1年を限度に保管し、廃棄する。

附則

この方針は、平成20年11月12日から施行する。